

令和 5 年 12 月 18 日

PTA 会員の皆様

兵庫県立須磨東高等学校 PTA
PTA 会長 藤原 章平

令和 5 年度 PTA 臨時総会（書面総会）のご案内

日頃より PTA 活動にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

毎年保護者の皆様のご協力のもと PTA 活動に取り組んでまいりましたが、昨今の諸物価の上昇、各種部活動の活性化による活動費の増加に伴い、年々運営が厳しくなっております。今後もより良い教育環境を継続するため、この度「PTA 会費と生徒活動振興費会費、旅費支出規程の改正」を提案いたします。

理事会での承認を得ましたので、会則の改正を審議する臨時総会を書面（Web 投票）にて開催いたします。ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

つきましては下記をご確認の上、12月21日（木）までにご回答ください。

記

- ・ 第 1 号議案 「PTA 会則」の改正（案）
【第 14 条（1）】PTA 会費
（旧）月額 400 円 → （新）月額 500 円

- ・ 第 2 号議案 「生徒活動振興会会則」の改正（案）
【第 9 条】生徒活動振興費
（旧）月額 300 円 → （新）月額 500 円

《変更理由》

- ・ 物価の上昇
- ・ 燃料の高騰
- ・ 光熱費高騰に伴う宿泊費の値上げ
- ・ 部活動の活性化（全国大会出場等）
- ・ 部活動登録料の値上げ（令和 6 年度より）

《変更日》 令和 6 年 4 月 1 日からとする。

兵庫県立須磨東高等学校 PTA 令和 5 年度 PTA 臨時総会

議案書

第 1 号議案 「兵庫県立須磨東高等学校 PTA 会則」の改正（案）

第 2 号議案 「兵庫県立須磨東高等学校生徒活動振興会会則」の改正（案）

議決権行使書・委任状は「れんらくあぷり」
のアンケートにてお答えいただきます様お願
い致します。

兵庫県立須磨東高等学校 PTA 会則（案）

昭和 53 年 7 月 13 日施行 昭和 56 年 6 月 9 日一部改正 昭和 58 年 5 月 24 日一部改正
昭和 60 年 10 月 28 日改正 昭和 63 年 5 月 25 日一部改正 平成 3 年 5 月 22 日一部改正
平成 18 年 5 月 13 日一部改正 令和 3 年 6 月 2 日改正 令和 5 年 12 月 22 日一部改正予定

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 兵庫県立須磨東高等学校（以下、「本校」という。）内に、本校生徒の家庭と本校との密接なる協力のもと、健全な生徒の育成と本校教育の振興に努めるとともに、本校生徒の保護者及び本校教職員相互の研修並びに親睦を図ることを目的とした組織を置く。

（名称）

第 2 条 前条の組織は、兵庫県立須磨東高等学校 PTA（以下、「本会」という。）と称する。

（事務局）

第 3 条 本会の事務局は、本校内に置く。

（事業）

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。ただし、本会の目的及び事業以外の政治的・宗教的・営利的な活動は行わない。

- （1）本校との連絡を密にし、家庭教育・進路問題などに関する事業。
- （2）教育環境に関する事業。
- （3）本校生徒の福祉増進に関する事業。
- （4）関係諸機関及び諸団体との連携促進に関する事業。
- （5）その他本会の目的達成に必要な事業。

（会員）

第 5 条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校教職員とする。

第 2 章 組 織

（役員）

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------|-----|---------|-----|-------|-----|
| （1）会長 | 1 名 | （2）副会長 | 若干名 | （3）書記 | 若干名 |
| （4）会計 | 2 名 | （5）会計監査 | 2 名 | | |

（顧問）

第 7 条 本会に顧問を置き、会長が本校校長及び会長経験者若干名にこれを委嘱する。顧問は、会長の諮問に応え、また、役員会に出席し、意見を述べることができる。

（理事及び委員）

第 8 条 本会に、理事及び委員を置く。

(役員等の選出)

第9条 役員、理事及び委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・会計監査は、選考委員が総会に推薦し、その承認を得る。
- (2) 書記及び会計は会長が委嘱する。
- (3) 各委員会の長は会長が委嘱する。
- (4) 理事は各委員会の長及び本校教職員から若干名をもって充てる。
- (5) 委員は学級から若干名を選出する。

(選考委員)

第10条 選考委員は、役員・顧問・理事より若干名をもって充てる。

(任務)

第11条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 書記 本会に関係する諸会議の記録事務を処理する。
- (4) 会計 本会の会計事務を処理する。
- (5) 会計監査 会計を監査し、会員に報告する。
- (6) 理事 本会の目的達成上必要な会務を処理する。
- (7) 委員 本会の目的達成上必要な役務を行う。

(任期)

第12条 役員、理事及び委員の任期は1年とする。ただし、会計監査を除き再任を妨げない。

第3章 会 議

(会議)

第13条 会議は、総会、役員会、理事会、委員総会、委員会とし、会長が招集する。

(1) 総会

- ① 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
臨時総会は、必要に応じて役員会の決議により開催する。ただし、会員の3分の1以上の要求があった場合は役員会の決議を要せず開催することができる。
- ② 総会は、会員の過半数をもって成立し、決議は出席者の過半数により議決する。ただし、役員の過半数の同意があるときは、書面もしくはこれに類する意思表示が可能な媒体による決議を行うことができ、この場合、意思表示をした会員の過半数により議決する。
- ③ 総会は、毎年1回以上開き、会務の報告、役員ならびに予算の承認、会則の変更及び役員会において総会に付議すべきとされた事項につき議決する。
- ④ 会長は、総会を開催することが困難であるなどの不測の事態が生じた場合、役員全員の同意があるときは、役員会の決議をもって総会にかえることができる。ただし、この場合その後開催される最初の総会において報告する。

(2) 役員会

- ① 役員会は、会長・副会長・書記・会計をもって構成する。
- ② 役員会は、この会則に別段の定めがある場合のほか、本会の目的を達成するために必要な事項について決議する。

(3) 理事会

- ① 理事会は、会計監査を除く役員および理事をもって構成する。
- ② 理事会は、事業の企画、運営について協議決定する。

(4) 委員総会

- ① 委員総会は各委員会の委員をもって構成する。

(5) 委員会

- ① 本会の目的を達成するため、委員会を設置する。
- ② 委員会は、事業計画に基づき、事業の企画、運営を行う。
- ③ 各委員会で決定した事項は理事会に報告し、その承認を受けるものとする。

第 4 章 会 計

(経費)

第 14 条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

- (1) ~~会費は、本校生徒の保護者 1 世帯を単位として、月額 400 円とする。~~
会費は、本校生徒の保護者 1 世帯を単位として、月額 500 円とする。
- (2) 会費は、毎年 4 月に当該年度分を納入する。
- (3) 特別の事情がある場合は理事会の承認を経て、会費の一部または全額を免除することができる。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、会計年度初めより予算決定に至るまでの収支は会長の承認を経て執行するものとする。

附 則

1. 慶弔規定は、別に定める。
2. 本会則は、総会の決議によってのみ変更することができる。
3. 本会の組織は後掲する。

兵庫県立須磨東高等学校生徒活動振興会会則（案）

- 第1条（名称） 本会は、兵庫県立須磨東高等学校生徒活動振興会と称し、事務局を須磨東高等学校内に置く。
- 第2条（会員） 会員は同校のPTAの会員で構成する。
- 第3条（入会） 本会への入会は兵庫県立須磨東高等学校PTAへの入会を同時とする。
- 第4条（目的） 本会は、同校の生徒が部活動に参加し、活発に活動できるよう生徒活動に財政的な支援をすることを目的とする。
- 第5条（事業） ①部活動における協会・連盟への登録の負担
②全国大会、近畿大会、またはこれに準ずる大会など近畿大会レベル以上の校外における活動に必要な諸経費の補助
③全国大会、近畿大会、またはこれに準ずる大会など近畿大会レベル以上の大会に出場する場合横断幕もしくは懸垂幕の設置
④全生徒が参加する学校行事などへの支援
⑤その他必要に応じ、本会役員会にはかり決定する。
- 第6条（役員） 本会には役員会を置き、その編成は次のとおりとする。
- 顧問 学校長
会長 PTA 会長
理事 PTA 副会長
教頭、事務長、文化部顧問代表、体育部顧問代表、総務部長
生徒指導部長、必要に応じて関係顧問
書記 PTA 書記が兼務
会計 PTA 会計が兼務
会計監査 PTA 会計監査が兼務
- 第7条（任期） 役員会の任期は1年とする。ただし再任は妨げない
- 第8条（運営） 本会の運営は、必要に応じ本会役員会で本会則に従って協議の上行う
- 第9条（会費） ~~本会会員は、生徒一人を単位として、月額300円を本会会費として納入する。~~
本会会員は、生徒一人を単位として、月額500円を本会会費として納入する。
- 第10条（退会） 本校生徒が兵庫県立須磨東高等学校を卒業したとき
本校生徒が兵庫県立高等学校を退学したとき
本校生徒が死亡したとき
- 第11条（改正） 本会則の改正は、本会役員会の承認を得て行うものとする。

附則この会は平成11年1月16日から実施

一部改正 平成20年4月1日

一部改正 令和5年5月23日

一部改正 平成25年4月1日

一部改正 令和5年12月22日予定

一部改正 平成27年4月1日